

千葉市告示第929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年11月10日

千葉市長 神谷俊一

	医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
(病院)				
	医療法人社団明生会 三橋病院	千葉市中央区亀井町 2-3	医療法人社団明生会 理事長 田畑 祐輔	令和5年9月11日
変更後	医療法人社団明生会 三橋明生病院			
(薬局)				
	コスモス薬局 作新台店	千葉市花見川区 作新台 4-12-1	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	令和5年10月1日
変更後	コスモス調剤薬局 作新台店			
	コスモス薬局 打瀬店	千葉市美浜区打瀬 3-103-2	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	令和5年10月1日
変更後	コスモス調剤薬局 打瀬店			

(訪問看護)				
	訪問看護ステーション 加曽利	千葉県若葉区 加曽利町 1603-53 サンハイツ加曽利 101	医療法人社団誠馨会 理事長 中村 孝雄	令和5年9月28日
変更後		千葉県若葉区 加曽利町 1835-1 厨房棟 3階	医療法人社団誠馨会 理事長 景山 雄介	